

世帯状況・収入等申告書兼税額調査同意書

(宛先) 松山市長

令和	年	月	日
----	---	---	---

障害福祉サービス等に係る世帯の状況について、次のとおり申告します。

また、障害福祉サービス等に係る利用者負担額認定等のため、私及び世帯を同じくする者の住民基本台帳・課税状況・生活保護受給状況等について公簿等により調査することに同意します。

申請者（児童の場合は保護者）住所 氏名
------------------------

1 世帯・収入状況の申告

	氏名	生年月日	本人 (サービス利用者) との関係	市民税の課税状況等
申請者 (児童の保護者)		T. S. H. R .		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税
配偶者 (※)		T. S. H. R .		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税
世帯員 (※)		T. S. H. R .		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税
		T. S. H. R .		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税
		T. S. H. R .		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税
		T. S. H. R .		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税
		T. S. H. R .		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税

※配偶者および児童の保護者が松山市以外に住民登録している場合についても記入してください。マイナンバー法による情報連携により、住民税の課税状況を確認できますので、課税所得証明書は不要です。課税されている住所地名を窓口で申し出てください。ただし、課税状況の確認ができない場合は、課税資料の提出を求める場合があります。

※サービス利用者が児童の場合は、本人についても記入してください。その場合、本人との関係は「本人」になります。

2 生活保護の受給状況について

<input type="checkbox"/> 受給していない	<input type="checkbox"/> 受給している
----------------------------------	---------------------------------

3 障害年金の受給状況について（就労継続支援・施設入所支援・療養介護の支給決定者のみ）

<input type="checkbox"/> 受給していない	<input type="checkbox"/> 受給している →	<input type="checkbox"/> 1級	<input type="checkbox"/> 2級
----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------	-----------------------------

※施設入所者については、裏面も記入してください。

※施設入所者について

4 申請者の収入の状況について（施設入所支援・療養介護の支給決定者のみ）

〔 個別減免・補足給付を申請しない場合…①、②、③のみ記入  
 “ 申請する場合…全て記入 ” 〕

(1) 合計所得金額の状況

合計所得金額	円	①
--------	---	---

(2) 収入等の状況

収入（A）（年収）

区分	種 類	収入額
稼 得 等 収 入	障害年金等（障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、特別障害給付金、障害を事由に支給される労災による年金等、遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金、老齢基礎年金、老齢厚生年金等）（②）	円
	特別児童扶養手当等（特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当）（③）	円
	工賃等収入	円
	その他の収入（ ）	円
そ の 他 収 入	仕送り収入	円
	不動産等による家賃収入	円
	その他の収入（ ）	円

必要経費（B）

種 類	内 容	金 額
租 税		円
		円
社会保険料		円
		円

（記入上の注意）

1. 収入のうち証明書等があるものは、この申請書に必ず添付してください。
2. 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
3. 不実の申告をした場合、関係法令により処罰される場合があります。